

# 令和6年度第12回（3月）宇検村農業委員会定例総会 議事録

---

日 時 令和7年3月25日（火）午前9時から

場 所 活性化センター「結いの館」

出席した委員 6名

2. 保池委員 3. 坂井委員 4. 時田委員 5. 前田委員

6. 森委員 8. 石原委員（会長）

欠席した委員

1. 渡委員 7. 重野委員

出席した職員

推進員1名（新元）、事務局3名（産業振興課 古島、桑野）

宇検村農政担当（宝村）

---

## 議事概要

- |              |                                                     |
|--------------|-----------------------------------------------------|
| 1 議事録署名委員の選出 | 委員5・委員6を指名                                          |
| 2 会期の決定      | 令和7年3月25日（火）の1日間に決定                                 |
| 3 諸般の報告      | なし                                                  |
| 4 協議事項       | 議案第26号 農地法第3条について（可決）                               |
| 5 その他        | （1）所有者不明農地について<br>（2）活動記録簿の記入方法<br>（3）次回定例総会の日程について |
- 

## 議事詳細

### 3 諸般の報告

なし

### 4 協議事項

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より申請資料の朗読と説明を行った。質疑応答の後、全会一致で可決した。

#### 【議案第26号】

事務局 譲渡人がA地区のaさん、譲受人がA地区のbさん。所有権の移転となります。場所はA地区の一番地、地目は田、36㎡となっております。写真の右手側に〇〇川があって、土手の下側の方の農地となっております。bさんは農業をされていて、aさんの方が畑として使うことがないという事で、bさんに譲渡したいと

の事。委員4と一緒に現地を確認しています。

委員4      bさんの敷地のすぐそばでもあるので。

会長        集落に入って、bさんの所から降りたところの、川沿いをまがる所。

事務局      ほぼ使われていなくて、誰か管理をしてくれる方がいらっしゃればとの事でした。bさんは作物の栽培をしてらっしゃるようでしたので、問題ないかと思えます。

会長        道が狭いから救急車が曲がれない。あとあとは道路拡張などの対象になってくると思います。

事務局      現地パトロールの際、また確認していただければ。

会長        A地区まで行ってから、B、C地区をまわりたいと思います。

議案第26号について、質疑なしのため質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

## 5 その他

### (1) 所有者不明農地について

農政担当より、所有者不明農地を借りる方法について説明があった。また、事務局より、農地バンクでの解約が2件あったことが報告された。

農政担当    所有者不明農地制度の概要について説明させていただきます。今回説明に伺った背景としては、相続未登記も含め、農地を有効活用していこうという地域計画の下で、農地を開けていく中で所有者不明農地がぼつぼつ出てくるので、それを埋める作業をしなければいけないと思っています。

(資料を見ながら) この2通りあって、相続人が1人も判明していない場合は農地法、1人でも判明している時は農地バンク法を使う事ができます。国の法律が変わっていて、農地バンクの利用権の設定の上限が20年から40年へ上がっています。農業委員会の所有不明の告示も6か月から2か月に短縮することができます。農地バンクに預けて、身近なところでも、土地を貸したはいいいけど返してと言いつらい、返ってこないんじゃないか、不安な部分を農地バンクに預けるといいう形で不安を拭うことができると思います。

実際、バンクの方では法的な措置で、借りたにも関わらず使っていない人にも督促を出す事ができるので、そういった部分を有効に活用できる。地域の農地は地域で守っていくという観点からも、所有者不明の探索に関しては集落の方の協力が大事になってくると思い、今回説明させていただきました。

農業委員会が所有者不明、共有者不明でなければいけないポイントは、大きく3つのポイントです。農業委員会が行う探索の範囲は、登記名義人の配偶者、登記簿謄本の記載されている配偶者と子供の代まで。基本的にバンクへの登録は相続の権利を持つ方の半分以上、50.1%あればバンクへ預ける事ができるので、探す労力にかかるんですけど、農地を守る意味でも使う意義があります。

告示に関しても、共有者が分からない所では2か月、機構への利用権の設定は最

長 40 年っていう、ものすごく長くなっているんですけど、これは農政部署間だけの話ではないです。国土交通省の国土管理構想というのがあって、それが背景にあって法律が組み込まれています。何で国土交通省が、という所があると思うんですけど、例えば道路、ダム、新幹線とか、公共のインフラを整備する時に、所有者不明の所とか、短い期間では借りることが出来ないの、40 年という長い設定になっているのは、そういった背景もあります。

今回、法令に乗っかって数件、今年度で上がっている所があるので、こういったことがありますというご説明です。また、案件として上がりましたら、年度末で報告した案件に基づいてです、というのをご連絡致します。不明な点だらけだと思うんですけども、ご質問よろしくお願いします。

事務局 所有者不明農地の概要という資料で、所有者が 1 人でも判明している時、農地法、1 人も判明していない時、農地法とバンク法、2 つのやり方で農地を借りる方法がありますので、配偶者と子供までの探索を行っていけば、そこまで難しくなく、うまく借りられるようになるのではないかとという事で、農政と農業委員会と協力して、令和 7 年度、所有者不明農地の貸し借りについて進めていきたいということです。色々よろしくお願いします。

農政担当 農業委員さんから出していただいて、現在 c さんの畑が 2 筆、農地バンクを通して県の審査が通って、農地バンクの公告に至っています。で、公告しましたっていう通知が農業委員会に届いています。この形に流れていくので、4 月、今から申請したとしたら、公告が返ってくるのがだいたい 2 か月後という流れになっています。境界とか筆界についてははっきりしたうえで農地の貸し借りを発生させないところが課題、ということが理解できました。

事務局 バンクを通しての取引が農業委員会を通らないでいくのがあって、口頭でお伝える形になる部分があったりとか、紙に落として説明したりする必要があったりするかと思いますが、そこはおいおい、精査をして説明する形にしていきたいと思います。また、解約の件数が 2 件ありまして、d さんのほうと、D 地区の e さんがバンクで貸していた 2 件がありましたので、お伝えします。

## (2) 活動記録簿の記入方法

事務局より、活動記録簿の新様式が配布され、記入方法について説明があった。また、次年度より、記録内容を農政と共有し、地域計画と併せてよりいっそう農地の現況や意向の情報を有効に活用できるように取り組みたいとの説明があった。

## (3) 次回定例総会の開催について

4 月 25 日（金）を予定。

以上をもって令和 6 年度第 12 回定例総会を閉会した。